

学校いじめ防止基本方針

野木町立南赤塚小学校

1 基本的な考え方

- (1) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る。」ことを認識し、早期発見と迅速な対応に努める。
- (2) 「いじめは絶対に許されない。」との強い認識に立ち、加害者・傍観者を指導する。
- (3) 常日頃から細やかな観察を行うとともに、定期的にアンケート調査や教育相談を行う。
- (4) 家庭や地域に対して、積極的な啓発を行う。
- (5) 教職員が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように留意し、いじめられている児童の立場に立って援助を行う。

2 具体的な対策

(1) 「いじめ対策委員会」の設置（実態の共通理解と対応の協議）

学校長・教頭・教務主任・児童指導主任・当該学年主任・当該学級担任・養護教諭・教育相談担当主任 町教育委員会・町相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー その他必要に応じた教職員
--

- ① 学校長が主宰し、年1回4月に開催する。また、必要に応じて随時開催する。企画・運営は、教頭が行う。
- ② 把握した情報をもとに、関係職員で協議を行い、事実関係を明確にした上で、指導方針・指導内容及び役割分担等について具体化する。
- ③ 町教育委員会や児童相談所などの関係機関との連携や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、異校種間の連携も視野に入れて対応する。

(2) 「いじめ相談窓口」の設置

担任の他に相談窓口は以下の3者とし、下記のとおり取り組むこととする。

① 教育相談担当者

- ・ 常時、相談を行える体制を整え、相談窓口について教職員や保護者、児童に啓発を行うとともに、相談を希望する児童に対しては、積極的に対応する。
- ・ 意図的、計画的にいじめに関するアンケートや教育相談を実施する。
- ・ アンケート結果から、担任や児童指導主任と連携して、教育相談や児童指導の必要性の有無を確認する。

② 児童指導主任

- ・ 教育相談担当者と連携して、児童指導の必要性の有無を確認するとともに、必要に応じて積極的に相談に応じる。
- ・ 職員会議後や各種研修終了後に、配慮児童等の情報交換を実施し、情報を共有する。

③ 養護教諭

- ・ 保健室に来室する児童の様子を観察し、気になる児童に対しては、担任や児童指導主任と連携して対応するとともに、積極的に相談に応じる。

※担任及び3者は、必要に応じて臨機にいじめ対策委員会の開催を教頭に進言し、当該児童及び関係児童に対する対応について共通理解を図る。

(3) いじめの未然防止のための取組

①児童への対応

- ・学級指導等を通して、いじめは自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識をすべての児童に徹底する。
- ・いじめを傍観することは、いじめを助長することになる行為であるという自覚を促し、いじめを発見したら教師や友達に知らせるなど、自らの意思で行動していじめを止めさせるように指導する。
- ・いじめ撲滅会議を受けていじめ撲滅集会を開き、各学年学級でいじめに向けためあてを設定する。

②保護者の啓発

- ・学校で取り組んでいるいじめ防止策について、各種たよりで知らせるとともに、「いじめは絶対許されない行為であること」「傍観することもいじめの助長につながること」「我が子や周囲の児童について、気になることや心配なことがあったら速やかに相談すること」などを徹底して啓発する。

③職員研修の実施

- ・人権教育研修や児童指導に関わる研修などの職員研修を、意図的、計画的に実施する。
- ・いじめに関する校外研修等に参加した場合は、全職員で共通理解するために出張者は必ず復命する。

(4) いじめの早期発見のための取組

①学年・学級経営や諸活動の中での児童の変化を見逃さない。

- ・定期的なアンケートの実施（毎月、いじめアンケート「ちょっと教えて」を実施し、内容によっては個別に教育相談を行う。ただし、6月と10月は教育相談月間として教育相談アンケートを実施し、一人一人教育相談を行う。また、記述したアンケートは、中学校卒業まで保管する。）
- ・児童と接する時間の確保
- ・態度や顔色、生気などに注意
- ・教科等の提出物への取組状況、成績の変動に着目
- ・学習用具や持ち物忘れ、紛失、新品購入、落書き等の注意
- ・休み時間等の過ごし方（友人関係の変化を見る。）
- ・日記や連絡帳等の記載事項
- ・スクールカウンセラーとの情報交換と共有
- ・ゲームやSNS等のインターネット利用状況に注意
- ・職員間での情報共有（保健室利用の様子、出授業での様子、休み時間の様子等）

②保護者との連携を密にし、円滑なコミュニケーションの中から発見する。

- ・「学校だより」「学年だより」等での情報提供や協力依頼、早期発見のための啓発
- ・欠席、遅刻、早退、その他連絡を取り合う中から変化を見付け、必要に応じて教育相談を随時行う。
- ・保護者との面談し、情報交換を行う。（夏季休業中は全員行う。希望者は随時対応する。）
- ・学年学級保護者会のお話から、具体的な情報を得る。

③地域との積極的な交流の中から情報を得る。

- ・PTA 本部役員，文化・補導委員，学年委員等との情報交換
- ・学校運営委員会での情報交換
- ・近隣小中学校，子ども育成会，公民館，交通指導委員等との連携
- ・町教育委員会，民生委員，主任児童委員等との連携

(5) いじめ発見後の対処

①発見者又は相談を受けた者は，学校長もしくは教頭に報告する。その場合，学年主任，児童指導主任，教務主任経由もあり得る。

②学校長は，当該学級担任や学年主任に実態把握を指示する。

③児童指導主任又は当該学年主任（学級担任）は，関係児童や保護者等から実態を把握し，調査結果を学校長に報告する。

- ・当該児童をいじめから救うために早急に対応する。
- ・当事者だけでなく，周囲の児童からも話を聞くなどし，事実関係を慎重かつ正確に把握する。
- ・複数の教職員で連携して対応するなど，事実を把握するために工夫する。
- ・把握した内容は速やかに管理職や関係職員に報告するとともに，全職員で情報を共有する。
- ・把握した児童の個人情報については，取扱に十分注意する。

【確認する内容】※聞取りの際は評価や指導をせず，正確な情報収集に徹する。

1 通報の状況と対応

- (1) だれが
- (2) どのように発見（通報）したか
- (3) どの教職員が対応したか

2 事実の有無の確認

- (1) いつ（時間）
- (2) どこで（場所）
- (3) だれが，だれを（関係者）
- (4) どんないじめか（内容）
- (5) いじめのきっかけ（背景と要因）
- (6) いつから，どれくらい（期間）

④学校長は，調査結果から判断し，対応を指示する。

⑤学校長もしくは教頭は，町教育委員会やPTAに報告し，協力を要請する。また，報道機関への対応をする。

⑥当該学年を主とした組織は，対応方針を確認し，支援・指導する。

⑦具体的に対応する。

加害者と被害者が明白であるとは限らない。複雑に絡み合っている場合もあるため，慎重に対応する。

【いじめられた児童・保護者への支援】

- ・いじめられている児童の立場に立ち，児童の気持ちを受容的・共感的に受け止める。
- ・状況に応じて班替えや席替えなどの配慮を行うとともに，心のケアに努める。
- ・全力で守り通すという教職員の強い姿勢を伝える。

【いじめた児童への指導】

- ・自らの行為の責任を自覚させつつ、その児童が抱えていた問題や背景に目を向けながら、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ・いじめられた児童の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることを理解させるとともに、他者の痛みを理解できるような内面に深く迫る指導を粘り強く行う。
- ・深刻ないじめを繰り返し行う児童に対しては、別室指導や出席停止、警察との連携による措置を含め、町教育委員会と相談しながら対応を検討する。

【いじめた児童の保護者への対応】

- ・学校で把握した事実関係は、速やかにかつ正確に説明する。
- ・いじめた児童の行動が変わるように、教師として努力していくこと、そのためには、保護者の協力と当該児童に対する保護者らの継続的な指導が必要であることを伝える。
- ・いじめられた児童及びその保護者に対する誠意ある対応が必要であることを伝える。

【全児童への指導の再確認】

- ・学級指導等とおして、いじめは自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない。」という意識をすべての児童に徹底する。
- ・いじめを傍観することは、いじめを助長することになる行為であるという自覚を促し、いじめを発見したら教職員や友達に知らせるなど、自らの意思で行動していじめを止めさせるように指導する。

【全保護者への対応】

- ・状況によって、保護者会等の場で保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、事態の概要や今後の学校の対応方針を説明し、協力を求める。

【その他の配慮事項】

- ・場合によっては、地域の方々についても対策を検討する。
- ・児童への指導は、担任及び学年主任が行う。場合によっては、児童指導主任や管理職も行う。また、保護者には、担任及び学年主任、児童指導主任、管理職など複数職員で対応する。
- ・指導は、点や線ではなく広く目を配り、深く掘り下げて行う。また、徹底的な指導により、再発や潜行の絶無を期し、卒業まで関係者全員で見守る。

⑧町教育委員会への報告

- ・いじめ対策措置報告を作成し、報告する。

⑨いじめの経過観察

- ・3カ月経過後、いじめが解消したかどうかを確認する。
※3カ月経過していない場合は、いじめが解消したと判断しない。

⑩職員研修の実施

- ・教師の言動がいじめを誘発していないかなどの研修を実施する。

【チェック項目】

- | | |
|--|---|
| ☐ 差別的言動はないか。 | ☐ 嘲笑・侮辱的な言動を投げ付けていないか。 |
| ☐ 学級内で特定の児童を過度に注意していないか。 | ☐ 不正に対して毅然とした態度で臨んでいるか。 |
| ☐ 知識・理解の項目だけで児童を評価していないか。 | ☐ 児童の個性やよさを認め伸ばそうとしているか。 |

3 いじめ防止のための長期的課題

(1) 児童指導，教科指導等の充実（仲間と共に楽しい学校）

- ①分かる授業の実践，習熟の程度に応じた授業（授業で活躍できる場の設定）
- ②学業指導の充実（帰属意識，規範意識の高い学級づくり）
- ③教育相談，児童理解の方策の工夫と充実（アンケート，個人ノート，面談等）

(2) 道徳科，特別活動，人権教育等の充実（心豊かで善悪に敏感な児童）

- ①道徳的判断力（自己抑制）
- ②思いやり，感謝する心，感動する心の育成
- ③人権尊重，生命尊重の精神
- ④自己を見つめ，自己を生かそうとする心

(3) 開かれた明るい学校づくり

- ①児童，教育の問題が自由に話せる学校づくり（共通理解，意識の啓発等）
- ②PTA 活動の活性化（子どもの成長のために共に協力する関係）
- ③地域の関係諸機関との双方向の情報交換（各種団体との連携）
- ④地域の教育力の回復（各種たより等の発行，学校公開の実施等）